

事前評価報告書

事業名: 人権教育のためのデジタル博物館

実行団体: 公益財団法人大阪人権博物館

報告者: 公益財団法人大阪人権博物館

資金分配団体: 一般財団法人大阪府人権協会

実施時期: 2021.4~2023.3

対象地域: 大阪府

直接的対象グループ:

間接的対象グループ:

概要

| |
|---|
| 事業概要 |
| 現在休館している大阪人権博物館は、35年の活動のなかで多様な差別・人権問題に関する収蔵品(資料・写真・映像など)を収集・保存してきた。具体的な対象は、被差別部落、女性、在日コリアン、沖縄、アイヌ、障害者、ハンセン病、公害、薬害などであり、きわめて広い。いずれも重要なテーマで、今後の展示再開の際に大きな意味をもつ。今回はこのなかから、部落(牛をめぐる食文化)とハンセン病(回復者と療養所)にテーマを絞り込んで、収蔵品を活用した「デジタル博物館」を試行したい。AV機器やデジタル映像といったツールを作成することで、人権教育・啓発の現場において新たな学習素材として活用してもらうことを目指したい。あわせて、実物資料を中心に地域コミュニティにおいて展示公開し、セミナーなどと連携させることを通して、差別・人権問題への理解をさらに深める場を設ける。また、来場者から人権教育・啓発のニーズを直接把握することで新しい常設展示の具体化につなげる。 |
| 中長期アウトカム |
| デジタル・コンテンツを開発することで、博物館の社会的機能を継続的に運用することにつながり、時間、場所などを問うことなく、学習教材を日常的に提供することができる。そこでは、人権学習・研修での「事前学習～博物館研修～フォローアップ(自己啓発活動・スキルアップ)」といったプロセス(段階)を具体的に提案できるほか、それぞれの都合にあわせて、差別・人権問題の学習ができる方法もまた提案可能である。ただし、大阪人権博物館が蓄積してきた資料や情報をさらに活用するためには、常設の展示スペースを確保する必要もあり、その創出についても全力を挙げる。その際、3年間で開発したツールや移動博物館の経験を十全に生かすことができると考えている。3年間で集積したデジタル・コンテンツやプログラムは、大阪人権博物館が保存・管理している数多くの貴重な資料の価値を最大限活かすことへとつながる。このことは、次世代(とくに若者層)による差別解消にむけた具体的な方法や課題へ寄与する地盤の形成にもなる。 |
| 短期アウトカム |
| つながりづくり |
| 学習や交流の場、学習ツールを作る取り組み |
| 相談や支援 |
| |

事業の背景

| |
|--|
| (1) 社会課題 |
| 国では2016年に人権に関する4つの法律が、大阪府においては2019年の「人権尊重の社会づくり条例」改正とともに人権に関する2条例が、それぞれ制定された。社会全般の状況としては、差別・人権問題に関して高い関心が示されていることのアラわれであろう。しかし、一方では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って感染者等に対する偏見や差別、誹謗中傷が起きている。場合によってはレイシズムと結びついたヘイトクライムといった社会現象をおこしている。マイノリティが病に関する理不尽な理由で排除されているのである。こうしたなか、差別・人権問題に多様な視点でアプローチしてきた大阪人権博物館の常設展示は現在クローズされており、人権課題に関する学習機会を奪われ、日常の人権教育・研修の場の確保や人々の交流の場を失って不自由を感じている人がたくさんいる。被差別当事者などとのネットワークを有する大阪人権博物館の強みを活かして、常設展示を再開するために、当面取り組むことのできるwithコロナの時代の人権教育・啓発の活動を提案したい。 |
| (2) 課題に対する行政等による既存の取組み状況 |
| 大阪府内の自治体においては、人権啓発に関するパネル展などが実施されているが、おしなべて問題の概略などを伝えるものがほとんどであり、人権教育やアクティブラーニングにつながるような機会の保証や場の設定はなされておらず、そうした活動断端への情勢もほとんど存在しない。 |

評価実施体制

| 内部/外部 | 評価担当分野 | 役職等 |
|-------|--------------------------|--------------|
| 内部 | 本事業における行政と法律に関する提言と助言 | 理事 |
| | 本事業における学校教育に関する提言と助言 | 理事 |
| | 本事業における企業に関する提言と助言 | 理事 |
| | 本事業における教育に関する提言と助言 | 理事 |
| | 本事業における被差別当事者に関する提言と助言 | 専務理事 |
| 外部 | 本事業に関する小学校の人権教育に関するアドバイス | 小学校教員 |
| | 本事業に関する中学校の人権教育に関するアドバイス | 中学校教員 |
| | 本事業に関する行政の人権啓発に関するアドバイス | 府内中核都市総務部人事課 |
| | 本事業に関する企業の人権啓発に関するアドバイス | 上場企業総務部人事課 |
| | 本事業に関する博物館の人権教育に関するアドバイス | 総務部人事課 |

評価実施概要

評価実施概要

4月初旬から6月初旬にかけて、個別に訪問し、本事業における具体的な課題および方法について説明したうえで、人権教育および人権啓発の担当者としての意見を聴取した。その結果、ほとんどの評価者が、①大阪人権博物館が長期に休館していることにもなって見学が叶わないことの不便さが増大していること、②大阪人権博物館の所蔵する資料や情報にもとづくデジタルツール(映像)などが提供されることにもなって研修の機会が増えかつその質が飛躍的に増大することを指摘した。さらに、②の映像に関して、テーマとしては、部落問題およびハンセン病問題が妥当であると意見を述べた。なかでも持続可能な社会といった観点から職業差別とも関わる層場と食文化についてのテーマを部落問題の視点から、差別や排除のない人間豊かな社会を実現するといった観点からハンセン病回復者の歴史と生活についてのテーマをハンセン病当事者の視点から、描いた作品を強く希望していた。また、映像は焼酎が癖にも理解でき、かつ授業などで活用できる20分程度の長さで、テロップなどは入ったものが妥当であるとの意見が添えられた。

自己評価の総括

事前評価において聴取した方のほぼ全員の意向として、①大阪人権博物館の展示に代替する映像を制作して提供することによって、所蔵する資料や情報の価値を外部に伝達できること、②映像のテーマとしては、『人権問題に関する府民意識調査報告書』(2021.3)の結果とも照合して、とりわけ、府民の意識の中で認知度および深力度ともに低かった部落問題とハンセン病回復者問題を取り上げることが妥当であること、という結論にいたった。具体的には、部落問題で年齢層が若くなるにしたがって「知らない」が増加している。このことは、インターネット上で部落を特定する動画やリストなどがサイトに平然とアップされ、差別を助長する行為が横行していることも関連している。一方、ハンセン病問題には、現在、全国の療養所の入所者数の激減や過酷な差別に直面してきた回復者の家族による訴訟や賠償問題など、日常的にマスコミなども取り上げられていて、目にする機会が増えている。以上の点から、双方の問題を取り上げて映像を制作する必要性を明確にした。

評価結果の要約

| 評価要素 | 評価項目 | 考察（妥当性） | 考察（まとめ） |
|---------|----------------|---------|---|
| 課題の分析 | ①特定された課題の妥当性 | 概ね高い | 映像(DVD提供を含む)によって課題の妥当性を検証するにあたって、『人権問題に関する府民意識調査報告書』(2021)を踏まえ、以下の点が測定された。①部落差別は、年齢層が若くなるにしたがって「知らない」が増加している(10歳代27.3%)。ただし、これは結婚や就職差別などに関する認知度である。ゆえに、自らの食生活と関わる食肉生産に関わる場合、年齢層に関わらず、さらに認知度は低下すると推察される。②ハンセン病問題は、他の差別問題に比べて、著しく「知らない」の数値が高い。たとえば、女性8.2%、部落差別12.2%、ホームレス18.3%、ヘイトスピーチ18.8%と比較しても25.4%と、認知度は極めて低い。一方で、当該問題は日々マスコミなども取り上げられていて耳にする機会が増えている。こうしたことから課題の設定は妥当であると判断される。また、デジタルツールによって映像を提供する点に関しては、ひろく普及しているデジタルミュージアムの軌跡を追跡することで検証した。デジタルミュージアムは、2000年代初頭から実践されてきた新しい手法である。たとえば、東京大学総合研究博物館では、「博物館カード(e TRON)」を活用して、来館者の個人的ニーズを集積し、Multi-Media Virtual Environment Systemを構築した。資料に関する膨大な情報ソースの伝達と解析度の向上と劣化の防止を目指して運用され、その成果は、東京国立博物館における特別展へと結実した。その後、デジタルミュージアムはさらに広がりを見せている。例えば、世界遺産「軍艦島」のデジタルミュージアムが観光客を中心とした集客に一役買っている。また、「負の歴史」といった視点では、原子爆弾の被害と証言のマッピングが広島平和記念資料館とのコラボでおこなわれている。こうした傾向に沿った映像提供は十分可能であり、社会的な関心ともマッチしていると判断される。 |
| | ②特定された事業対象の妥当性 | 概ね高い | まず、組織内の理事会では、本事業に関して、次のような意見が出された。①人権教育をおこなってきた教育現場では、大阪人権博物館がないことで子どもたちがアクティブラーニングできない状態が続いているので、教材だけでも提供する必要がある。②映像(DVDなど)の内容(長さ・表現など)については、学校教育現場での使いやすさを最大限考慮して制作するという問題意識のもと、現場の声をきっちりと集約する必要がある。以上の①②をふまえ、事業対象となる方々へ個別に聴取をおこなった。課題の人権教育を積極的に実施している小中学校の教員、さらに企業の人権啓発担当者、行政の人権啓発担当者、それぞれ個別に意見を聴取した。小学校の教員は、③映像(DVDなど)といった形で教材だけでも提供してくれることは、教育現場にとってもたいへん重要な意味をもつ(小学校高学年ではおおよそ20分のが最適)、と回答。中学校の教員は、④ハンセン病問題は新聞でも取り上げられることが多く、子どもたちもよく耳にするので、ぜひ取り上げほしいテーマであり、映像(DVDなど)の完成にあたって、教員向けの使い方研修などを催してもらえると、新人の先生などにも広まっていく、と回答。民間企業の人権啓発担当者は、⑤研修のツールとして、部落問題などをテーマにした映像があると、展示観覧ができないう、単発の研修素材としても大いに役立つ、と回答。中核都市自治体人事課の担当者は、⑥eラーニング教材などを活用しつつ研修を実施しているが、映像などの教材は活用したい、と回答。以上のように、学校現場での人権教育、企業および行政の現場での人権啓発に際して、いずれの担当者も大阪人権博物館が長期休館をしていることで、アクティブラーニングの機会をがなく、非常に不便さを感じている。それゆえ、上記の③～⑥を希望や課題として抱える方々を本事業の対象として選定することは妥当であると判断される。 |
| 事業設計の分析 | ③事業設計の妥当性 | 概ね高い | 映像(DVD提供を含む)の作成には、事業対象者からの意見聴取→大阪人権博物館での総括→専門家や当事者などからの助言→大阪人権博物館での総括→シナリオ作成→事業対象者、専門家、当事者などからの助言→シナリオ修正→業者との連絡・調整・発注→素材収集→仮編集作業→事業対象者、専門家、当事者などからの助言→再度編集作業→完成・提供、といった手順を踏まえており、常に外部からの助言に基づいて作品の妥当性を検証している。デジタルコンテンツが博物館において重要性を占めていることは論を待たないが、各地の博物館においてデジタルコンテンツがどのような方法によって提供されており、それがどのような社会的インパクトをもたらしているかについて、人権問題に関する博物館のみならず、複数の博物館の学芸員から情報を収集している。いずれの博物館も来館者が見学できる場としての施設をもっていることが前提となったデジタルコンテンツの提供体制をとっているが、大阪人権博物館ではそうした場としての博物館施設をもっていないというのが現状である。したがって複数の博物館学芸員から、映像を放映する場として、移動博物館の実施等を検討してみようかとの助言をもらい、秋季に関係団体の協力を得つつ、1週間程度の移動博物館を集客力が見込める場所で開催し、その場において作成した映像を放映して来場者に視聴してもらえよう体制をつくることをめざしている。また、完成した映像については、早期に事業対象者に配布するようにし、現場での利用頻度や活用方法について調査を実施していく予定となっている。その際、とくに小中学校の教員に対しては、学芸員が出張講座を開いて、映像の活用方法などの具体的な提案などをおこなう機会を設ける予定にしている。出張講座の開催は教育現場からの要請として出されているものであり、この点についても常に事業対象者の意見を尊重しつつ事業を展開しているといえる。 |
| | (④事業計画の妥当性) | 概ね高い | 「評価の5原則」にもとづいて、順を追って考察する。第1に「多様な関係者の参加、提携、協働」であるが、大阪人権博物館がこれまで関係性を築いてきた学校関係者(とくに小中学校教員)、企業関係者(人権啓発の担当者)、行政関係者(人権啓発部門の担当者)から幅広く意見を聴取し、スタッフ間で共有することによって事業計画にその詳細を盛り込むようにしている。これを再び関係者にフィードバックし、適宜、計画の補正をしつつ実行するよう心がけている。第2に「信頼性」であるが、公的機関(大阪府など)が出した府民意識調査のほか、関係者から直接に意見を聴取すること、アンケートなど客観性を担保することができる方法によって情報を収集し、つねに事業の客観的位置づけについて検証している。このことは第3に「透明性」にもつながっており、つねに情報開示ができるようメモとしてまとめ、かつ重要な事柄については検証結果を概要としてまとめた報告書を別途作成している。第4に「重要性」であるが、最も重視している点は、事業の対象(本事業の場合は、上記の学校、企業、行政の関係者)が求めている内容の詳細を検討し、事業の位置づけについて検証する機会をもっている。たとえば、映像作成にあたっては、シナリオ、仮編集の各段階で、関係者(この場合は当事者とその支援者を含む)から意見をもらい、修正を施しつつ作業を進めている。このことは、ひいては事業の実施に当たって最終的な受益者となる児童・生徒(学校)、従業員(企業)、公務員(行政)へ明確な事業のメッセージを届けることになるといった観点で遂行している。第5に「比例性」であるが、小規模な組織であることを前提としつつ、事業の実施にあたっての分担作業を週1回はかならず会議で共有し、必要であれば、理事会および評議員会など内部の関係者から助言をもらうようにしている。さらにそれを外部の関係者にフィードバックして再度意見をもらうようにしている。 |

事業計画の確認

重要性（評価の5原則）

上記「事業計画の妥当性」において考察した「5原則」に基づく確認を恒常的に検証しておく必要がある。その際、別添の『人権教育のためのデジタル博物館』（人権NPO協働助成事業）実施にあたっての事業構想とその理念に関する考察(概要)－博学連携とデジタルミュージアムを中心にして－』に基づいた視点から行う。

今後の事業にむけて

事業実施における留意点

設定した課題と計画が実行できるように、実行団体全体の事業における本事業の位置づけを逐次明確にしておくことが重要である。

『人権教育のためのデジタル博物館(人権NPO協働助成事業)実施にあたっての事業構想とその理念に関する考察(概要)－博学連携とデジタルミュージアムを中心にして－』の作成

本概要については、大阪人権博物館および大阪府人権協会のHPにてDFで公開している(これは、リスク要因や課題などを恒常的に検証できるよう、大阪人権博物館としての基本的立場を明確にしたものである)。

添付資料